

役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人フォーリン・プレスセンター(以下「当センター」という。)の定款第13条、第26条及び第32条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当センターは、常勤理事、非常勤役員、評議員及び顧問の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事に対しては、別表第1「常勤理事の報酬月額」に基づき、報酬を支給することができる。非常勤役員に対しては、別表第2「非常勤役員の報酬」に基づき、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。月の途中で異動を生じたときの常勤理事の報酬月額は、日割計算によって計算した額とする。

3 常勤理事には、特別調整手当として、定例報酬月額に100分の8を乗じて得た額を支給することができる。

4 常勤理事には、毎年6月及び12月に、賞与として、別表第3「常勤理事賞与の算出要領」に定める算式により算出される額を支給することができる。

5 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職手当として、別表第4「常勤理事退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額を支給することができる。但し、退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡に

より退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

6 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第5「評議員の報酬」に基づき、報酬を支給することができる。

7 顧問に対しては、別表第6「顧問の報酬」に基づき、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(定額報酬の支給)

第4条 報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員・給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(費用)

第5条 当センターは、役員、評議員及び顧問がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて前もって支払うことができる。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員、評議員及び顧問には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、別に定める旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第6条 当センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

2 平成22年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する常勤理事が、引き続き在職した後に退職した場合の退職手当の額は、第3条第5項の規定にかかわらず

ず、基準日の前日における本俸月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1ヵ月につき100分の28を乗じて得た額と、当該退職の日における本俸月額に基準日から退職までの在職期間1ヵ月につき100分の12.5を乗じて得た額との合計額とする。

別表第1 常勤理事の報酬月額

900,000円までの範囲内で理事会の決議により定めるものとする

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、一人一律10,000円（所得税控除後の金額）

別表第3 常勤理事賞与の算出要領

- 1 常勤理事賞与は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤理事に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内の日において支給する。
- 2 常勤理事の役員賞与の額はそれぞれの基準日において常勤理事が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の19を乗じて得た額と特別調整手当月額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に基準日以前におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (イ) 在職期間が6ヵ月以上の場合 100分の100
 - (ロ) 在職期間が3ヵ月以上6ヵ月未満の場合 100分の70
 - (ハ) 在職期間が3ヵ月未満の場合 100分の30
- 3 役員賞与の職務加算額はそれぞれの支給算出額に、100分の20の割合により加算した額とする。

別表第4 常勤理事退職手当の算出要領

- 1 常勤理事が退職した場合においては、在職1ヵ月につき、その者の退職の日における月額報酬に100分の12.5を乗じて得た額に理事会の議決を経て0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。
- 2 在職期間の計算は、任命の日から暦にしたがって計算するものとし、1ヵ月に満たない端数を生じたときは1ヵ月とする。
- 3 常勤理事が退職した場合において、その者が退職の日、又は、その翌月に再び常勤理事となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席等、必要の都度、一人一律10,000円（所得税控除後の金額）

別表第6 顧問の報酬

理事会出席等、必要の都度、一人一律10,000円（所得税控除後の金額）